

障害年金の遡及請求が認められた場合の障害年金支分権消滅時効運用上の問題点について

<p>6 内簡による運用は立法権の侵害である</p>	<p>内簡は立法の手続きを経ているので、これにより既に具体化した国民の権利を、時効消滅の名の下に制限することは、憲法にも法令にも違反している。</p>	<p>国は、内簡によっておらず、法の解釈によっているというが、他に通知等はなく、不服申立て審査機関や年金事務所では内簡を金科玉条のごとく取扱っている</p>
<p>7 異なる事案にまで最高裁判例が誤適用されている (平成 29 年最高裁判決を適用すると、精神の障害等の場合には、要件</p>	<p>平成 29 年最高裁判決は、① 受給要件等の規定が明確である、及び② 裁定請求さえすれば支給されることを理由に、実質的最終審である高裁も、裁定請求遅れを支分権に対する権利不行使とみなしているが、例えば、精神の障害の場合、ほとんどの場合において、①、及び②の前提条件さえも満たさないから理由となっていない。 また、この事件では、正しい支払期月について議論を欠いている。(事項7、及び</p>	

<p>事実不存在の法律行為に対して法律効果を与えている事案が生じることとなる)</p>	<p>関係する根拠規定、参考文献等 9 関連)</p>	
<p>8 司法における改善手段が実質的に不存在になっている (最も公平であるべき裁判所が行政に配慮した政治的判断を下している。また、最高裁は、必要な判断から逃げています)</p>	<p>ほとんどの下級裁判所は、権利の混同を是認して、原告側の請求を棄却している。 なお、平成 29 年 10 月 17 日最高裁判決以降は、例え、精神の障害であっても、最高裁が「裁定前であっても支分権の消滅時効が進行することがあると判断していること」を根拠に、これを適用して棄却している。 (精神の障害では、受給要件等の規定が明確とはいえず、裁定請求しても、支給されるかどうかは裁定請求時には分からない。 なお、上記最高裁判決の一連の事件では、支払期月の正否について、第一審の裁判官が国の主張する正当な支払期月について疑問を呈しているが、それ</p>	<p>司法権の独立により、改善は不能。 (ほとんどの高裁は、左記最高裁判例を適用し棄却している。 最高裁は、「本件の上告理由は、理由の不備・食違いをいうが、その実質は単なる法令違反を主張するものであって、明らかに上記各項に規定する事由に該当しない。」、及び「本件申立て理由によれば、本件は、民訴法</p>

	<p>にも拘らず、議論がされていない。)</p>	<p>318 条 1 項により受理すべきものとは認められない。」(数ある上告審の中から、身体の障害である平成 29 年最高裁判決を受理し判決を出した経緯も不透明である)等として、上告審として受け付けない。</p> <p>高裁が違法な判決を出しても、最高裁では審理されず、底い合いの構図が出来上がっており、改善は不能である。</p> <p>なお、民法改正後も、旧法の適用が併存するので、司法による早期の改善は絶望的である。)</p> <p>司法の非常事態！？</p>
--	--------------------------	--

--	--	--

派生的問題

問題点	具体的な不具合	備考
ほとんどの下級裁判所が行政を擁護するため無理な判決理由を説示している (裁判所が信じられないという受給権者が多い。)	<p>(1) 権利の混同に理由のない事案まで基本権と支分権を混同させている。</p> <p>(2) 受給要件に明らかな違いのある老齢年金と障害年金の違いを認めない。</p> <p>(3) 障害年金について、裁定請求さえすれば年金が受給されると誤認している。</p> <p>(4) 期限の定めのある債権についてまで、「権利を行使することができる時」を、期限の到来日としていない。</p> <p>(5) 現実には存在しない架空の支払期月を正当な支払期月としている。</p> <p>(6) 会計法の誤適用</p> <p>(7) 「裁定を経っていない支分権が抽象的な権利にとどまるとはいえない。」</p> <p>(8) その他 これには、主治医が当時事理弁識能力がなかったと診断しているのに、これを代理人等が無理に書かせたと誤認した判決もあった。</p>	<p>(4) 「権利を行使することができる時」の解釈は、期限の定めのある債権については、期限の到来時(ただし書適用)であるが、そのことを欠落させて解釈している。 cf:年金法の支払期月の規定は、全て、期限を定めた規定である。</p> <p>(7) は、これ1件のみ、驚きの判示</p>